

( 案 )

令和6年度～令和8年度 那覇・南風原クリーンセンター電力設備保守点検業務委託契約書

那覇市・南風原町環境施設組合（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、令和6年度～令和8年度那覇・南風原クリーンセンター電力設備保守点検業務（以下「保守点検業務」という。）について、次のとおり契約を締結する。

（業務の委託）

第1条 甲は保守点検業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（業務の内容）

第2条 乙は、法令規則等で定めた基準及びこの契約書並びに「那覇・南風原クリーンセンター電力設備保守点検業務委託仕様書」で定めた内容に基づき保守点検業務を実施し、故障を未然防止するように努めなければならない。

（委託料）

第3条 委託料は、総額〇〇〇円（うち消費税額000円）とする。

（委託料の支払い）

第4条 乙は、委託料については、別表「料金表」のとおり分割して請求するものとする。但し、分割した金額に端数が生じた場合は、初回請求分に端数を加えることとする。

2 乙は義務を実施したときは、速やかに業務ごとに業務完了報告書と請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、乙の正当な請求があった日から30日以内に乙に支払うものとする。

（委託期間）

第5条 この契約による委託期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（異状時の処置）

第6条 乙は、保守点検業務の対象に異状が生じたときは、24時間体制でただちに適切な処置を行わなければならない。

（報告及び検査）

第7条 乙は、定期保守点検または異常時の処置等を行った後、速やかに甲に対し報告書を提出するものとする。

2 前項の報告後に甲が行う検査の結果不合格となり、補正を命じられた場合、乙は速やかに補正を行い、補正後は補正完了の報告を行い、甲の再検査を受けるものとする。

3 前項の再検査の結果再度補正を命じられたときは、その翌日から補正完了の日までの期間については、乙は遅延利息を支払わなければならない。遅延利息は、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した額を乗じて計算した金額とする。

（損害賠償）

第8条 保守点検業務に関し、乙の過失により甲または第三者に損害が生じた場合は、乙は甲または第三者に対し、速やかにその損害の賠償を行うものとする。

（検査の立会い）

第9条 乙は、甲が必要とする保守点検業務の対象に関する検査に立会い、検査係員への説明を行わなければならない。

(再委託の禁止)

第10条 那覇市・南風原町環境施設組合契約規則第9条の1に基づき、乙は、本業務の全部または一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行しないとき。
- (2) 乙が不誠実なとき。
- (3) 乙がこの契約の定めに従わないとき。
- (4) 保守点検業務の対象が、甲乙の過失によらずに使用不能となったとき。

2 乙からの契約解除の申し出並びに前項第1号及び第2号により契約を解除する場合、乙は違約金として契約金額の100分の10の金額を甲の指定する日までに支払うものとする。

3 第1項から第3項の規定により甲がこの契約を解除しても、乙は甲に対して損害及び異議の申立てをすることができない。

(裁判管轄)

第12条 この契約に関する訴訟の裁判管轄は、甲の所在地を管轄する裁判所とする。

(協議)

第13条 この契約に定めていない事項について定める必要が生じたとき、またはこの契約書に定めている事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 南風原町字新川650番地  
那覇市・南風原町環境施設組合  
管理者 知念 覚

乙

(別表) 令和6年度～令和8年度 那覇・南風原クリーンセンター電力設備保守点検業務委託

## 料金表

### 月次点検料及び精密点検料

項 目	金 額	税 額	合計額
第1回 ・点検料 (4月～9月分、 但し端数処理あり)	¥000	¥000	¥000
第2回 ・点検料 (令和6年度分残額)	¥000	¥000	¥000
第3回 ・点検料 (4月～9月分、 但し端数処理あり)	¥000	¥000	¥000
第4回 ・点検料 (令和7年度分残額)	¥000	¥000	¥000
第5回 ・点検料 (4月～9月分、 但し端数処理あり)	¥000	¥000	¥000
第6回 ・点検料 (令和8年度分残額)	¥000	¥000	¥000
3年間合計額	¥000	¥000	¥000